

# 感染症免責特別条項

(2021年4月1日制定)

#### 第1条

当会社は、いかなる感染症の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、第4条の「感染した個人に関する例外」が適用される場合を除きます。

## 第2条

- (1)「感染症の損害」とは、その原因もしくは事由の重要な部分を構成するか否か、直接的であるか間接的であるかを問わず、またその他の原因もしくは事由が同時にまたは並行して発生しているか否かにかかわらず、以下に掲げる「免責となる事由」に該当する事由によって生じたあらゆる性質の滅失、損傷、責任もしくは費用(以下、滅失等)をいいます。
  - ① 感染症
  - ② 感染症のおそれ(現実であると否とを問いません。)
  - ③ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、感染症の感染の広がりを制限、防止、減少もしくは減速させるためまたはその感染症にかかわる法的責任を防止軽減するためになされた勧告、決定または措置(以下「勧告等」といいます。)
  - ④ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、③に規定する事由を変更、破棄または取り下げるためになされた勧告等
- (2)(1)③に規定された理由のためになされたか否かを問わず、航行、運航、稼働、貨物の積込みもしくは荷卸しその他通常の使用を再開するまでの間、船舶、輸送用具、掘削装置もしくはプラットフォーム(以下「船舶等」といいます。)を、港内またはその他の場所において係留、休航または錨泊させるためになされた勧告等(誰によってなされたかを問いません。)は免責となる事由とはみなしません。この規定は、(1)①、②および④の適用を妨げるものではありません。
- (3) 当初の荷積地、荷揚地または他の目的地から本船を離路させる勧告等(誰によってなされたかを問いません。)は(1)③に規定された理由のためになされた事実のみをもって免責となる事由とはみなしません。この規定は、当該離路の結果として行われた航行の間に、船舶等に最初に影響を与えた事故について(1)①、②および④の適用を妨げるものではありません。
- (4)滅失、損傷または責任が(1)①から④に規定する免責事由以外によって生じた場合、
- (1)③に規定された理由のために増加したか否かを問わず、増加した費用または費用の支出について増加した責任は免責となりません。この規定は、(1)①、②および④の適用を妨げるものではありません。

#### 第3条

「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物(以下「物質等」といいます。)を通じて生物から生物へ感染する疾患のことをいいます。

- ① その物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含むものとし、生きているか否かは問いません。
- ② 感染の経路は、直接であると間接であるとを問わず、人と人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体の表面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。
- ③ その疾患または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感受性もしくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的もしくは恒久的身体もしくは精神障害の原因となる可能性、または何らかの資産の価値もしくは

To Be a **Good Company** 



安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

### 第4条

- (1)「感染した個人に関する例外」は、以下のいずれにも該当する場合に適用されます。
  - ① 感染症に感染したもしくは感染が疑われる個人の行動もしくは判断(以下「行動等」といいます。) が損害発生の事由を引き起こすまたはそれに寄与する場合
  - ② その行動等または損害の原因と疑われる事象そのものがいずれも第2条(1)③または④に規定された勧告等ではない場合。
- (2)(1)の条件が満たされた場合、その個人の行動等が、その個人の感染の疑いもしくは 実際の感染によって害され、影響を受け、または引き起こされたという事実またはその可能 性は、それ以外の点において保険金が支払われるべき損害に対する保険金の支払いを妨げま せん。ただし、感染症の拡散、発生率、深刻度もしくは再発生の増加、またはその個人の行 動等の結果として第2条(1)③または④に規定される状況から生じる滅失等に対しては保 険金を支払いません。
- (3)(1)の適用にあたり、感染した個人は事故によって影響を受ける目的(物)の場所に居合わせる必要はありません。ただし、直接であると間接であるとを問わず、損害発生の事由を引き起こし、またはそれに寄与し、かつ、その目的(物)に影響を及ぼすその個人の行動等は、感染症の影響を受けていなかった場合において通常の職務上の行動等の範疇となるものである必要があります。

#### 第5条

滅失等が、この特別条項によって免責とならず、かつ、この保険契約に適用されるその他の 条件によって保険金支払の対象となる損害発生の事由のみをもって発生した場合、その他の 条件に従って保険金を支払います。

以上

